

プロジェクト 税効果会計

項目 第 46 回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 46 回税効果会計専門委員会（2017 年 2 月 1 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された開示に関する検討について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

開示に関する検討の進め方について聞かれた意見

2. 市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の結果を踏まえ、開示に関する検討の進め方について、次の意見が聞かれた。

- (1) 開示項目に関する有用性の分析において、仮に開示項目を追加した場合、財務諸表利用者は当該情報を具体的にどのように使用するのか、及び、現在は当該情報が開示されていない中で財務諸表利用者はどのように情報を補完しているか、について明らかにする必要があると考える。
- (2) 事務局の提案内容について、IAS 第 12 号「法人所得税」で直接規定されていないものであっても、他の基準（例えば、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」や IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」）の規定も含めると開示が要求されている場合もあるため、国際財務報告基準（IFRS）の要求事項か否かの区分については、再度確認すべきではないか。
- (3) アウトリーチで聞かれた意見の多くは、既に当専門委員会の議論で聞かれた内容と同様であるため、今後は、監査人からの提案にあるように、注記のイメージ案をさらに具体化して開示事項を個々に決定していくべきであると考え。

評価性引当額の内訳に関する情報の開示について聞かれた意見

3. 評価性引当額の内訳に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

（評価性引当額に重要な変動が生じている場合の増減内容の開示は不要であるとの意見）

- (1) 評価性引当額に重要な変動が生じている場合の主な増減内容の開示は、他の開示に比べると詳細すぎるため、資料に示されている表のみ追加すれば足りると考える。評価性引当額は、各社の数値を合算したものであるため、その増減内容は各社の様々な状況に起因していることから、どの程度説明する必要があるのかが共有されないと、当該注記を求めることに作成者からの理解は得られないのではないか。

(重要性に関する意見)

- (2) 評価性引当額に重要な変動がある場合にはその増減内容の開示を求める提案に関して、重要性について企業の判断に委ねられているかが明らかではないため、明確にする必要があるのではないか。

税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について聞かれた意見

4. 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示について次の意見が聞かれた。

(税務上の繰越欠損金に関する情報の開示に賛成する意見)

- (1) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産が計上されている場合、1年ごとに5年程度開示される繰越期限別の金額は、将来の繰延税金資産の変動を予測するにあたって有用と考える。

アウトリーチにおいて、税負担率だけではなく、繰延税金資産の資本に与える影響も重要との意見が聞かれているように、リーマンショック以降、企業の財政状態が中長期的に健全に維持されるか否かも投資の判断要素として重要になっているため、資本に重要な影響を与える繰延税金資産の将来の変動可能性を予測する観点からも、当該情報は特に重要であると考えます。

(税務上の繰越欠損金の繰越期限別の情報における年度の区切り方に関する意見)

- (2) 事務局の提案では年度の区切り方は定めないこととされているが、会計基準の文案も確認しながら検討を進める必要があると考える。
- (3) 税務上の繰越欠損金の繰越期限について年度の区切り方を定めないのであれば、規範性を持たせないように、会計基準等の開示例においては、1年毎に区切った例示を示さないような配慮が必要であると考えます。

(税務上の繰越欠損金に係る定性的な情報の開示に関する意見)

- (4) 税務上の繰越欠損金の繰越期限は長期にわたるため、発生原因の説明を行う際に過去に遡った情報を取りまとめる場合もあり得ることから、実務上の負担を考慮し、会社別に開示を求めるのではなく、連結財務諸表全体の説明とすべきと考える。
- (5) 税務上の繰越欠損金の発生原因は、イメージ案のような具体的な情報を開示しないと財務諸表利用者にとって有用な情報にならないことは理解できるが、事業遂行上の影響に関する一定の配慮も必要であると考えます。

(審議資料のイメージ案に対する意見)

- (6) 適切な開示水準に関する議論を行うために、イメージ案について以下を工夫してはどうか。

- より実態に即した数値例を利用する。
- イメージ案の前提条件を示して議論を行う。
- 「税務上の繰越欠損金」について、税率を乗じる前の金額か乗じた後の金額かについて明示する。
- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合に限り、定性的な情報が求められることを明記する。

税法の改正に関する情報の開示について聞かれた意見

5. 税法の改正に関する情報の開示について、次の意見が聞かれた。

(税法の改正に関する情報の開示を限定的にすべきとの意見)

- (1) 税法の改正に関する情報は、改正内容が広範にわたるため、IFRSのように、例えば新税が賦課された場合のような限定を加える必要があると考える。

単体における税効果会計に関する開示について聞かれた意見

6. 単体における税効果会計に関する開示について、次の意見が聞かれた。

(連結と単体で開示すべき情報について検討すべきとの意見)

- (1) 定性的な説明(評価性引当額の重要な増減、税務上の繰越欠損金が生じた原因及び繰延税金資産の計上根拠)について、連結と単体の双方で開示を求める場合、親会社の情報開示が連結と単体の双方において重複することが多いと考えられる。したがって、連結と単体で開示すべき情報について検討する必要があると考える。

(単体開示の簡素化について当専門委員会で検討すべき問題ではないとの意見)

- (2) 金融商品取引法に基づく開示において、単体開示の簡素化が図られた時と状況に大きな変化がないため、税効果に関する単体開示の簡素化は、現段階において当専門委員会で取り扱う問題ではないと考える。

以上